

年 月 日

高崎市長 様

高崎市地方就職学生支援金支給申請書

高崎市地方就職学生支援金支給要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 申請者欄

| | | | | |
|--|------------------------|---------|--------------|-------|
| フリガナ | | | | 生年月日 |
| 氏名 | | | | 年 月 日 |
| 移住元住所 (大学・大学院生時の住所) | 〒 | | | |
| 移住先住所 (高崎市内の住所) | 〒 | | | |
| 大学・大学院生時の住民登録について (いずれか該当する欄に○をつけてください) | 高崎市 (住所異動してない) | | | |
| | 高崎市以外 (高崎市から他市へ住所異動した) | | | |
| 電話番号 | | メールアドレス | | |
| 卒業 (在学) 大学名等 | 大学(院)名・学部 | | | |
| | キャンパス所在地 | | | |
| 申請金額 | 合計金額 (A+B) | 円 | | |
| 内 訳 | 交通費補助 (A) | 円 | 移転費補助 (B) | 円 |

2 交通費補助 (A)

(1) 就職先 (就職活動訪問先)

| | | | |
|--------------------------|---|---|---|
| 企業名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 就職活動等実施場所 | | | |
| 就職活動等実施日 | 年 | 月 | 日 |
| 就業開始日 (在学中の申請の場合は予定日) | 年 | 月 | 日 |

(2) 移動経路 (往復)

| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 |
|--------------------|---------|-----------------|-----|----|
| | | (バス停名・駅名・空港名など) | | |
| | | | | 円 |
| | | | | 円 |
| | | | | 円 |
| | | | | 円 |
| | | | | 円 |
| | | | | 円 |
| | | | | 円 |
| 交通費企業負担額 (該当がある場合) | | | 円 | |

3 移転費補助 (B)

(1) 内容

| | | | |
|-------|---|---|---|
| 移住日 | 年 | 月 | 日 |
| 就業開始日 | 年 | 月 | 日 |

(2) 移転費内訳

| 日付 | 移住するために利用した方法 (引越し業者、レンタカーなど) | 費用 |
|----|----------------------------------|----|
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |

4 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

| | | |
|---|------------|-----------|
| 別紙1「高崎市地方就職学生支援金の支給の申請に関する誓約事項」に記載された内容について | A 誓約する | B 誓約しない |
| 別紙2「高崎市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | A 同意する | B 同意しない |
| 申請日から1年以上継続して、高崎市に居住する意思について | A 意思がある | B 意思がない |
| 就職先企業から移転費用に対する補助について | A 支給されていない | B 支給されている |

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、高崎市地方就職学生支援金の支給対象となりません。

様式第1号別紙1（第5条関係）

高崎市地方就職学生支援金の支給申請に関する誓約事項

- 1 私は、高崎市地方就職学生支援金事業に係る報告及び立入調査について、高崎市から求められた場合は、速やかに応じます。（※）
- 2 私が次の各号のいずれかに該当する場合において、高崎市地方就職学生支援金支給要綱の規定に基づき、当該支援金の全額を返還します。
 - （1）虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかになった場合
 - （2）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業等への就職を行わなかった場合
 - （3）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）
 - （4）地方就職学生支援金の要件を満たす就業先への就業開始日から1年以内に就業先を辞した場合（ただし、退職日から3箇月以内に要件を満たす県内の別企業等に就業する場合を除く。）
 - （5）本市への転入日から1年以内に本市から転出した場合（ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に本市から転出した場合。）
- 3 私は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 4 市税に滞納はありません。

※ 報告及び立入調査の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

様式第1号別紙2（第5条関係）

高崎市地方就職学生支援金事業に係る個人情報の取扱い

- 1 高崎市は、高崎市地方就職学生支援金の事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 高崎市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する地方就職学生支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 高崎市は、高崎市地方就職学生支援金支給申請の審査及び支給後の調査のため、住民基本台帳及び市税等の収納状況を閲覧調査します。